

### 資料 3

## 事業者指導課(施設係)からのお知らせ

### 1 事業者指導課に提出が必要な書類について

- (1) 令和3年4月1日適用開始の体制届出  
→令和3年4月15日(木)までに提出
- (2) 令和3年度「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の計画書  
→令和3年4月15日(木)までに提出
- (3) 令和2年度「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の実績報告書  
→令和3年7月30日(金)までに提出

### 2 令和3年度報酬改定に伴い、重要事項説明書が変更となる場合について

- (1) 令和3年度からの利用申込者に対しては、変更内容を反映させた重要事項説明書を作成の上、当該説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得てください。
- (2) 既存の利用者に対しては、変更内容を反映した重要事項説明書(同意を得ている重要事項説明書の内容の一部差し替えとして、変更部分のみでも可)を交付して説明を行ってください。

### 3 事業者指導課へお越しの際の駐車場について

事業者指導課が入っているKSB会館には、事業者指導課用の駐車場はありません。お越しの際は、市役所駐車場又はお近くの駐車施設に止めてください。

### 4 メールアドレス登録及び変更の事業者指導課(施設係)への報告について

各施設(事業所)あてに介護保険に係る各種情報等をメールでお知らせしていますが、現在、岡山市事業者指導課が把握しているメールアドレスに変更があった際は、次のとおり報告をお願いします。

(担当係) 岡山市事業者指導課施設係

(報告方法) 電子メール [ji-shidou@city.okayama.lg.jp](mailto:ji-shidou@city.okayama.lg.jp) あて

(報告内容) 次の事項を記載してください。

- ・【件名】「メールアドレスの登録・変更(施設名)」
- ・施設(事業所)名称、サービス種別
- ・担当者氏名、連絡先
- ・新しいメールアドレス

## 5 疑義照会(質問)について

今回の集団指導に係る内容のものに限らず、疑義照会・質問等については、原則として「質問票」により、**FAX又はメールにて**送信してください。

なお、様式については、次のページ及びホームページに掲載してあります。

# 質 問 票

岡山市事業者指導課 宛 Fax : 086 (221) 3010 令和 年 月 日

事業所名 (医療機関名)									
サービス種別		事業所番号	3 3						
所在地									
電話番号		FAX番号							
担当者名	(氏名)							(職名)	
【質 問】									
【回 答】									

※ ご質問がある場合は、この質問票により、必ずFAXにてお問い合わせください。